平成２６年（フ）第６８９号
大阪府柏原市平野２丁目15番４号
債務者　本田　　孝
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３１０号
高知市九反田13番11号　コーポモリタ203
債務者　大倉　護敬
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３３４号
福岡市南区曰佐４丁目35番18―303号
債務者　辻　　幸恵
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３３９号
福岡市西区周船寺２丁目６番16号
債務者　假屋加代子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３８６号
福岡市南区高宮５丁目10番４―101号
債務者　宝輪美由紀（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９６号
長崎県長崎市矢の平４丁目12番16号、旧住所
大阪府大阪市港区弁天５丁目11番27―701号
債務者　西岡　昌樹
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８９号
北海道登別市幌別町８丁目９番地２　幌別東団地74Ｒ２―104
債務者　原田もと子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第５１８号
仙台市宮城野区岩切字水分59番地　コーポ路102
債務者　及川けい子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７１号
新潟県糸魚川市大町１丁目１番６号
債務者　相馬　浩子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第５０８号
名古屋市中村区上ノ宮町２丁目38番地の１
アネックス豊臣Ｂ棟201号
債務者　服部　武史
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０９７号
愛知県春日井市勝川町西４丁目73番地　コーポ松田Ⅱ２Ｆ
債務者　樽林ひとみ
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２３８号
名古屋市昭和区菊園町４丁目13番地　菊園ハイツ３―Ｃ号
債務者　大谷　和弘
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３２０号
愛知県瀬戸市西米泉町137番地の３
債務者　櫛田　貴行
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４０５号
愛知県尾張旭市新居町上の田20番地　プロニティハイム202号
債務者　弦弓　政徳
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４１４号
愛知県あま市中萱津親牧23番地１　アベニュー萱津603号
債務者　佐藤みどり
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８６４号
京都市北区小野下ノ町39番地
債務者　高橋由里子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３５７号
兵庫県姫路市船津町637番地
債務者　参輪　昭雄
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部